

第1章 土塀保存修理工事の概要

第1節 小泉八雲旧居の概要

国指定(史跡)	小泉八雲旧居
指定年月日	昭和15年8月30日
所在地	松江市北堀町315番地 他
所有者	松江市
管理団体	松江市

松江を世界に紹介した小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)がセツ夫人とともに、明治24年(1891)6月から同年11月まで住んだ家で、三方の庭を居間から眺められる旧士族の屋敷である。

旧居は、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」の「外国及び外国人に関する遺跡」により指定されたもので、出島和蘭商館跡、平戸和蘭商館跡などと並ぶものとして、「八雲の生涯中最も記念すべき所であって、東京移住後の住宅より意義がある」ことから指定されたものである。この家は代々根岸家のもので、根岸氏の不在時に留守宅を八雲が借りたものであった。

屋敷の構えは、長方形の敷地の中央前寄りに母屋、南側の道路に面して物置、母屋の北西側に土蔵、更に土蔵の北側に稲荷の祠が、また道路に面して表門がある。庭は玄関より西側に母屋を囲んで三方にある。

この庭は八雲が最も好んだもので、「ある日本人の庭にて」で紹介されている。

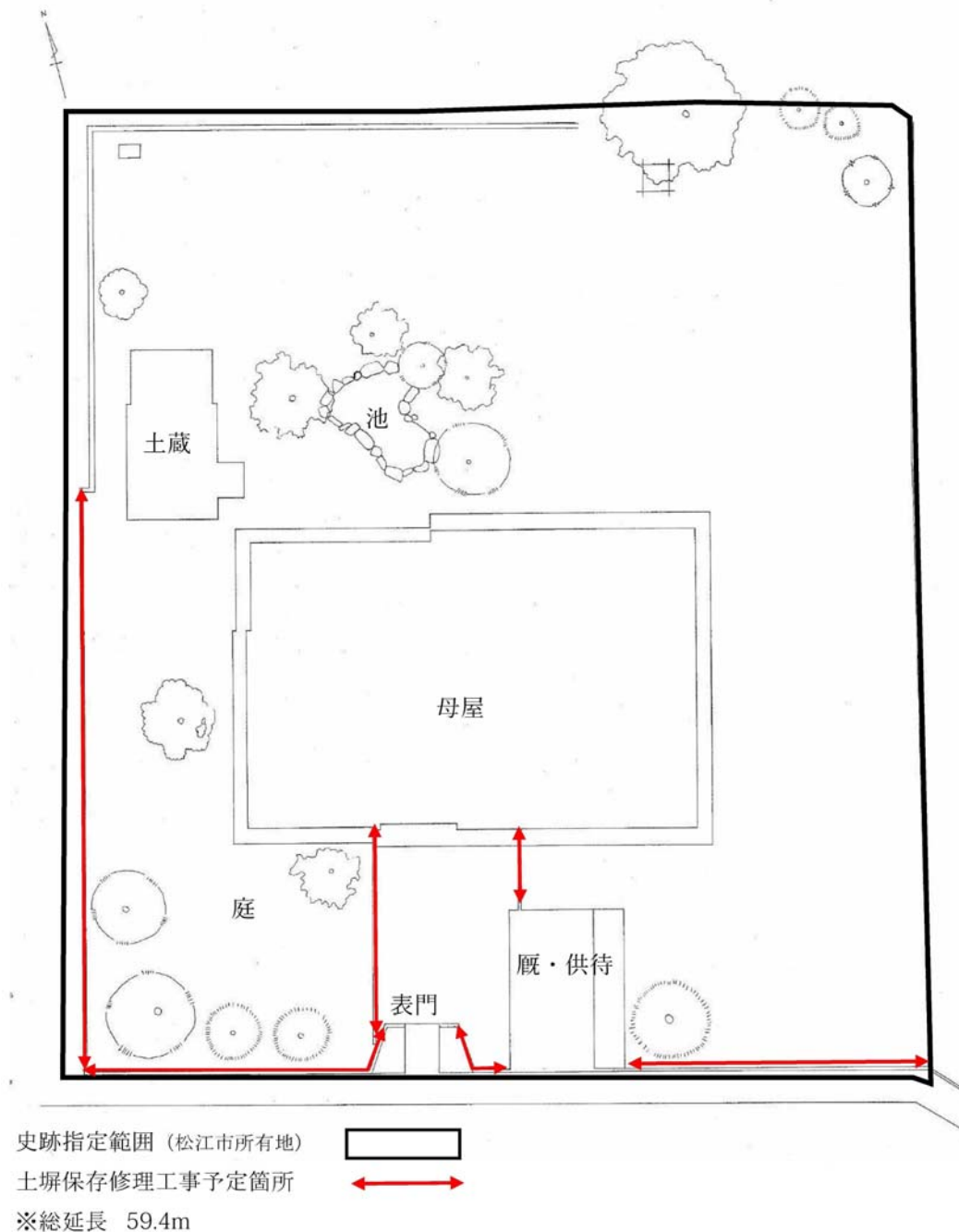
第2節 土塀の保存修理工事の経緯と経過

修理対象となる塀は、総延長59.4m、木骨土塀、屋根棧瓦葺で廊供待部屋東側に出格子窓付。表門、主屋間に中門付のものである。

小泉八雲が松江で過ごした明治24年以降、修理しながら現在まで引き継いできたものだが、近年控え柱の腐朽や塀自体の老朽化が進行したため、令和2年度から令和3年度にかけて復旧（保存修理）を行った。

史跡小泉八雲旧居土塀保存修理工事

年度	工事	概要
令和2年度	土塀保存修理工事（1年目）	実施設計・解体工事等
令和3年度	土塀保存修理工事（2年目）	復旧工事等・報告書作成



史跡小泉八雲旧居補助事業一覧

(単位：千円)

年 度	事業区分	事業の概要	事業費総額	国	県	市	所有者
昭和26～27年度	防災施設	防火壁・自動火災報知設備の設置 等	794	397	-	390	-
昭和50年度	防災施設	自動火災報知設備の取替改良 等	987	493	164	164	166
昭和56～58年度	保存修理	主屋、土蔵、厩・供待、塀の修理工事	50,568	35,380	5,055	5,055	5,060
平成8年度	保存修理	塀・表門の修理工事	2,250	1,575	225	225	225
平成18年度	保存修理	主屋、表門、南面塀の部分修理工事	2,300	1,610	230	230	230

第3節 工事概要

1. 工事名称 史跡小泉八雲旧居土塀保存修理工事
2. 工事場所 島根県松江市北堀町
3. 工事対象
- | | |
|------------|--------|
| 屋敷西側塀 | 約21.8m |
| 屋敷南側塀(西寄り) | 約10.8m |
| 屋敷南側塀(東寄り) | 約11.2m |
| 主屋・表門間の塀 | 約 7.6m |
| 主屋・厩間の塀 | 約 2.9m |
| 表門西袖塀 | 約 1.9m |
| 表門東袖塀 | 約 3.2m |
| 合計 | 59.4m |
4. 工事内容
- | | |
|-----------|-----|
| (1) 仮設工事 | 1 式 |
| (2) 解体工事 | 1 式 |
| (3) 土工事 | 1 式 |
| (4) 石工事 | 1 式 |
| (5) 木工事 | 1 式 |
| (6) 瓦葺き工事 | 1 式 |
| (7) 左官工事 | 1 式 |
| (8) 塗装工事 | 1 式 |

設計監理：株式会社 空間文化開発機構
 施 工：株式会社 深田建設

5. 工事期間

着工 令和3年1月28日 ～ 竣工 令和4年3月22日

6. 工事工程

工事工程は以下のとおりである。

工種	種 別	令和3年度			令和4年度												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	直接仮設工事																
	解体工事																
	土工事																
	石工事																
	木工事																
	瓦葺き工事																
	左官工事																
	塗装工事																
	共通仮設工事																